

きゅうふさぶり

Vol.7

● 掲 載 内 容

- TOPIC 1 総合事業におけるケアマネジメント
様式の使い分けについて
- TOPIC 2 介護予防ケアマネジメント
(第1号介護予防支援事業)
計画・評価表の記載方法
- TOPIC 3 総合事業のマネジメントの注意点

給付適正化で!

いいこと
ふくらむ
まちだ



発行のごあいさつ

日頃より町田市の介護保険事業にご理解ご協力いただきまして誠にありがとうございます。
介護給付費を過不足なく、皆さんに適正に給付していくために、町田市では介護給付の
適正化事業を行っております。

しかし、町田市の介護サービスの利用人数は約1万5千人となっております。行政の適正
化事業だけでなく、皆さん一人一人が適正なケアプランを作成していただくことこそが一
番大切です。

～適正化の最前線はケアマネジャーの皆さんです！～

この「きゅうふさぶり」はそんなケアマネジャーの皆さんが適正なプランを作成する上で、
考え方の一助になればと思い、発行させていただきますので、ご一読のほどよろしくお願
いいたします。

総合事業におけるケアマネジメント様式の使い分けについて

2017年4月より町田市介護予防・日常生活支援総合事業がスタートしました。

町田市では、介護予防支援で使用している様式（介護予防サービス・支援計画表）と介護予防ケアマネジメントで使用している様式（介護予防ケアマネジメント計画・評価表）について、以下のとおり使い分けます。

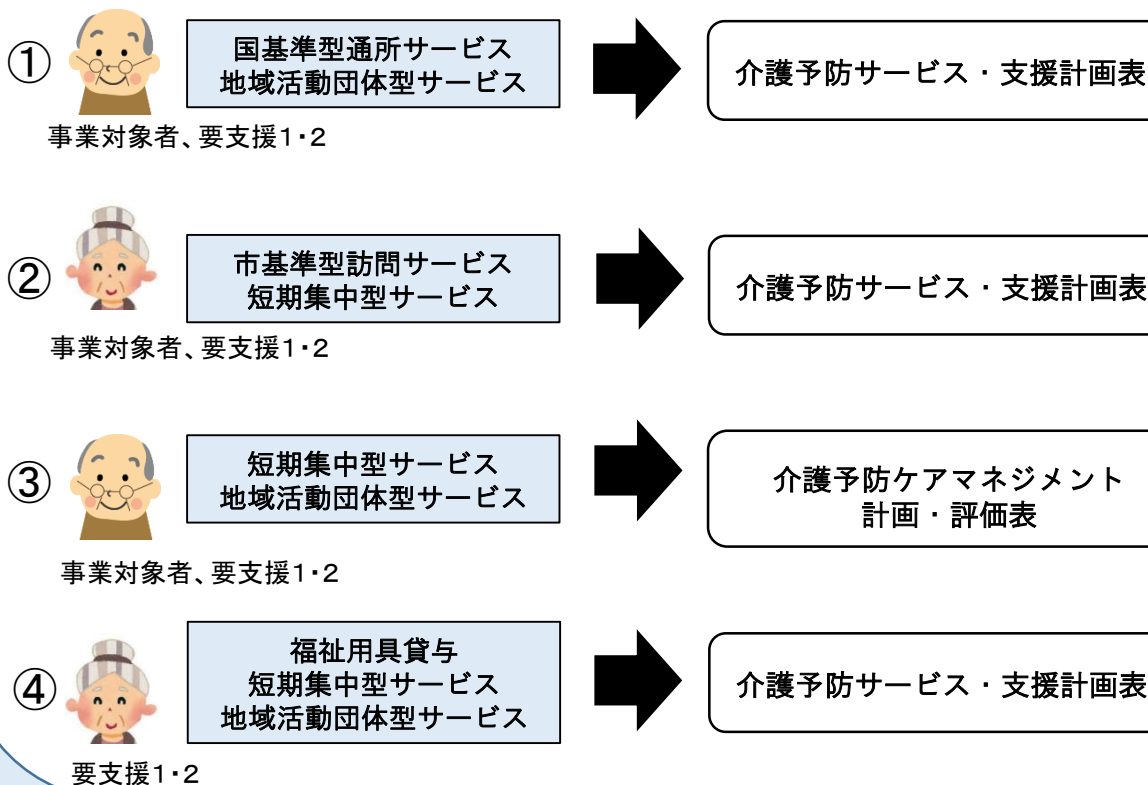
現在、異なる様式を使用している場合は、ケアプランの見直しのタイミングで、順次切り替えを行いましょう。

利用サービスと使用する様式の整理

地域活動団体型サービス（サービスB）や短期集中型サービス（サービスC）、地域資源やインフォーマルサービスのみを利用する時にだけ、介護予防ケアマネジメント計画・評価表を使用します。

利用サービス

使用する様式



給付管理票を作成する場合は、介護予防サービス・支援計画表を使用！

総合事業がスタートしたことで加わった新しいサービスを紹介します。

- 「地域活動団体型サービス」(サービスB)はNPOや住民主体の方が提供する、運動や趣味活動と一緒にを行うサービスです。
- 「短期集中型サービス」(サービスC)はスポーツクラブ、リハビリ専門職、町田市シルバー人材センターなど、町田市が委託する事業者が3か月間の運動プログラムを提供し、生活機能の改善を図るサービスです。

対象者の状態に合わせて、その方に合ったサービスを活用しましょう。



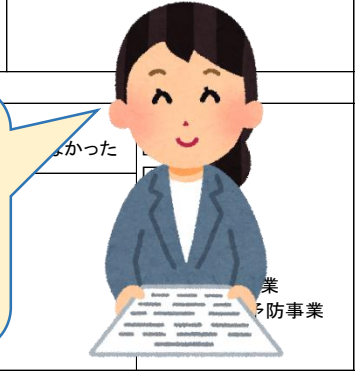
介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)計画・評価表		初回 ・ 紹介 ・ 継続	認定済 ・ 申請中	要支援1 ・ 要支援2	事業対象者
No.	利用者名	様	男・女	プラン作成者 事業所名	
認定年月日	<p>[STEP3]本人がどのような生活を送りたいかについて、合意した目標を記載します</p> <p>本人の価値観、生きがいや楽しみを十分に考慮し、本人が具体的なイメージをもてる内容を共に考え、記載します。</p> <p>ポイント 本人の意欲に働きかけた目標になっていますか？目標は期間も意識して作成していますか？</p>				
計画作成(変更)日					
目標とする生活					

現在の状態・本人及び家族の希望	課題・背景・原因	目標に向けた具体的提案と実施方針 (自分で行うこと、利用サービス)	健康状態について
<p>[STEP1]アセスメント領域ごとに日常生活の状況を記載し、その内容について、本人・家族の希望(認識と意向)も記載します</p> <ul style="list-style-type: none"> 自分で実施しているかどうか 家族などの介助を必要とする場合はどのような介助のもとで実施しているのかなどを確認します。 <p>また、本人及び家族の希望については、</p> <ul style="list-style-type: none"> 機能低下を自覚しているかどうか 困っているかどうか、それについてどのように考えているのか <p>等について、「〇〇できるようにになりたい」「手伝ってもらえば〇〇したい」等と記載し、その理由についても記載します。</p> <p>ポイント 生活機能が低下している行為に気づきを与え、改善や自立への意欲を引き出しましょう</p>	<p>[STEP2]領域における生活上の課題とその背景・原因について記載します</p> <ul style="list-style-type: none"> STEP 1 の内容 利用者基本情報 基本チェックリスト 主治医意見書等 <p>上記の情報をもとに健康状態、心理・価値観・習慣、物的環境・人的環境、経済状況等の観点から整理し、分析します。</p> <p>現在の生活を続けることで起こり得る問題についての予後予測についても記載します。</p> <p>ポイント 病名のみの記載になっていませんか？</p>	<p>[STEP4]「目標とする生活」に向けた適切な支援計画を記載します</p> <p><記載する内容></p> <ul style="list-style-type: none"> 実施方針 自分で行う取組や家族の支援 地域資源、インフォーマルサービス等（提供者・頻度） 総合事業サービス（種別・提供者・頻度・期間） <p>ポイント 目標に向けた主体的な取組、できる事はできるだけ本人が行えるような内容になっていますか？</p>	<p>この3ヶ月間に1週間以上の入院</p> <p style="text-align: center;">あり ・ なし</p> <p>かかりつけの医師等から日常生活で制限されていること</p> <p style="text-align: center;">あり ・ なし</p> <p>ありの場合記入</p> <p>重い高血圧(収縮期血圧180mmHg以上、拡張期血圧110mmHg以上)</p> <p style="text-align: center;">あり ・ なし</p> <p>その他、留意点 (主治医意見書・健診結果、観察結果を踏まえた留意点)</p>

居宅介護支援事業所へ委託をする場合	委託元高齢者支援センター名 高齢者支援センター
計画作成時	評価時
【計画書に関する同意】 上記計画について、同意します。 年 月 日	
印	

評価 評価の時期 年 月 日	評価 年
本人・家族の気持ち	

この様式は、地域活動団体型サービス(サービスB)や短期集中型サービス(サービスC)、地域資源、インフォーマルサービスのみを利用する場合に使用します。



介護予防事業

総合事業のマネジメントの注意点

ここでは、介護予防ケアマネジメントで特に注意いただきたい点について、皆さまからよく疑問としてお問い合わせをいただくものをまとめています。ご確認ください。

ケアプランの期間の定め方って？

ケアプランの期間については、介護予防支援と同様、**介護予防・自立支援の観点及び利用者の状態や目標などをふまえ、適切な期間で作成してください。**目安として**6か月から1年**が考えられます。（ただし、認定の有効期間を超えるケアプランの作成は不可となります。）

なお、総合事業の短期集中型サービス（サービスC）を利用する場合は、当サービスが3か月間の提供となるため、それに合わせたケアプランとなります。

総合事業では日割り算定の事由に変更がある？

予防給付サービスでは、区分変更やサービス事業者の変更等に基づく日割り算定がありますが、総合事業の介護事業者が提供するサービス（国基準型と市基準型の訪問・通所サービス）では、これらに加えて、「利用者との契約開始」「利用者との契約解除」が事由として追加されました。それぞれ、「契約日」が開始日、「契約解除日」が終了日となります。

委託を受けた時の注意点は？

基本的な流れはこれまでの介護予防支援の委託を受けた場合と同様です。ただし、介護予防ケアマネジメント計画・評価表を使用した時は、評価が終了するまでは原本を居宅介護支援事業所にて保管し、高齢者支援センターでコピーを保管します。

他市の事業所を利用できる？

総合事業は市区町村の事業です。他市の事業者が町田市の被保険者の受入れをするためには、町田市から事業所の指定を受ける必要があります。

住所地特例の人はサービスを利用できる？

他市区町村の被保険者で町田市の施設に住所地特例対象者として入居している場合は、施設所在市である町田市から指定を受けた事業所のサービスが利用できます。

事業対象者の認定日・有効期間開始日は？

認定日は「基本チェックリスト実施日」、有効期間開始日は届出書の「開始又は変更年月日」です。また、事業対象者には有効期限がありません。

みなし指定はどうなる？

国基準型の訪問・通所サービスのみなし指定の有効期限は平成30年3月31日までです。現在、事業所からの更新申請の審査を行っています。平成30年4月1日以降も国基準型のサービス提供を行う事業所の情報を町田市ホームページに公開しています。

サービス提供事業所の一覧は随時更新いたしますので、ご確認ください。

その人らしい生活の実現に向けて効果的なケアマネジメントを行い、自立の促進や重度化防止を目指しましょう！



給付適正化で！



<編集・発行元>

町田市役所介護保険課給付係 適正化担当

住所：町田市森野2-2-22

電話：042-724-4366